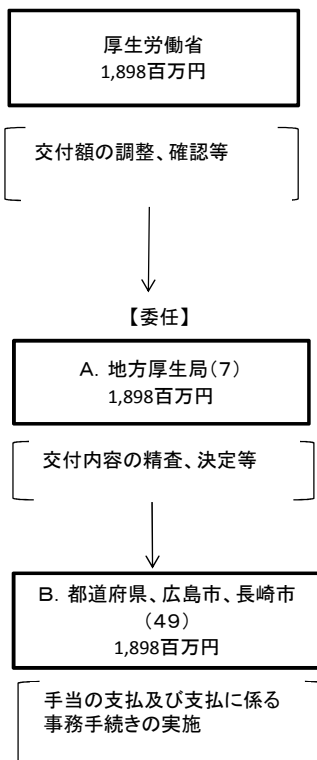


平成27年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	原爆被爆者葬祭料交付金			担当部局庁	健康局			作成責任者
事業開始年度	昭和44年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課指導調査室			総務課指導調査室長 小野 清喜
会計区分	一般会計			政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条、第43条第1項			関係する計画、通知等	-			
主要政策・施策				主要経費	社会保障			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当交付金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に規定する葬祭料について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う葬祭料及び同支給事業に要する経費の全額を交付する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	原爆被爆者葬祭料交付金 交付先：都道府県、広島市、長崎市 交付率：10/10							
実施方法	その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	1,802	1,788	1,898	1,911	1,971	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	1,802	1,788	1,898	1,911	1,971		
執行額	1,802	1,788	1,898					
執行率(%)	100%	100%	100%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 毎年度
	被爆者が亡くなった場合に葬祭を行った者に対し支給するため、毎年度100%実施することを目標とする。	葬祭料の支給件数	成果実績	件	9,195	9,087	8,993	
			目標値	%	100	100	100	100
			達成度	%	100%	100%	100%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	葬祭料の支給件数	活動実績	件	9,195	9,087	8,993		
		当初見込み	件	8,959	8,889	9,435	9,270	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円	195,976	196,765	211,053	206,149
	X:「執行額(百万円)」 Y:「支給件数(件)」		計算式	X / Y	1,802/9,195	1,788/9,087	1,898/8,993	1,911/9,270
平成27-28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	原爆被爆者葬祭料交付金	1,910	1,970					
	支給事務費交付金	1	1					
	計	1,911	1,971					

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づくものであり、国費を投入しなければ事業目的を達成できない。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	被爆者の健康不安を払拭し、健康水準の維持・向上を図るという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	被爆者に対する葬祭料支給を適正に行っており、妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	被爆者に対する葬祭料支給に限定されており、適切である。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被爆者に対する葬祭料支給に限定されており、適切である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	被爆者援護法第32条の規定に基づく葬祭料の支給について、成果目標を達成している。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みどおりに予算を執行している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	葬祭料の支給件数は、単価ともに大きな変動は見られない。			
	改善の方向性	事業実施状況を踏まえ、引き続き適正な予算の確保に努める。			
外部有識者の所見					
昭和44年度からの事業であり、一度事業の再構築を検討する必要があるのではないか。(井出)					
行政事業レビュー推進チームの所見					
一部改善の	点検結果も妥当であり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に規定する葬祭料に必要な経費であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。 なお、外部有識者の所見にあるとおり、長期継続事業であることから、事業のあり方等について、適宜見直しを検討すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	被爆者の精神的不安を和らげ、福祉の向上を図るという目的から、検討した結果、今後も支給することが適当であると判断した。 被爆者の高齢化により支給件数が高止まりしている状況を勘案し、28'要求額を対前年度61百万円とした。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	187	平成23年度	164	平成24年度	136
平成25年度	161	平成26年度	173		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.中国四国厚生局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	各県市に葬祭料交付金の交付	950			
計		950	計		0
B.広島市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
葬祭料	葬祭料	535.6			
事務費	葬祭料支給に係る事務手数料	0.4			
計		536	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.厚生局

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中国四国厚生局	交付内容の精査及び決定	950	-	-
2	九州厚生局	交付内容の精査及び決定	632	-	-
3	関東信越厚生局	交付内容の精査及び決定	138	-	-
4	近畿厚生局	交付内容の精査及び決定	126	-	-
5	東海北陸厚生局	交付内容の精査及び決定	41	-	-
6	東北厚生局	交付内容の精査及び決定	6	-	-
7	北海道厚生局	交付内容の精査及び決定	4	-	-

B.都道府県市

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	536	-	-
2	長崎市	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	346	-	-
3	広島県	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	303	-	-
4	長崎県	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	156	-	-
5	福岡県	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	62	-	-
6	大阪府	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	62	-	-
7	東京都	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	49	-	-
8	山口県	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	47	-	-
9	兵庫県	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	37	-	-
10	神奈川県	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	37	-	-